

公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人川崎市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより市民のスポーツ文化の普及・振興、競技スポーツの強化及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図り、市民一人ひとりがスポーツを身近に感じ、楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民へのスポーツ振興や各競技の活性化を目的に、市民スポーツの普及に寄与する事業に関する経費
- (2) 市民へのスポーツ振興や各競技の普及を目的に、市内のスポーツ団体の育成に寄与する事業に関する経費
- (3) 本市に縁のあるトップアスリートの輩出の可能性を高めることを目的に、競技団体が実施する競技力向上に寄与する事業に関する経費
- (4) スポーツに取り組む市民団体等に対し、スポーツ協会に登録されている指導者を派遣する事業に関する経費
- (5) 事務所及び機器の賃借等スポーツ協会の管理・運営事業に関する経費
- (6) その他、スポーツ協会の目的達成のために必要な事業に関する経費

2 補助の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

(交付の申請)

第3条 スポーツ協会は、補助金の交付を受けようとするときは、公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を決定通知書（第2号様式）によりスポーツ協会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第4条の2 スポーツ協会は前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から14日以内に、書類により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を一括して交付するものとする。

(実績報告)

第6条 スポーツ協会は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(補助金の額の確定等)

第7条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ協会に通知するものとする。

(市内中小企業への優先発注)

第8条 スポーツ協会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円（税込）を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(1,000,000円を超える発注について本市への報告書等提出)

第9条 スポーツ協会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、第6条に定める実績報告書に加えて、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 発注実績報告書（第4号様式）
- (2) 入札（見積り）が行えないことに関する理由書（第5号様式）

2 前項第1号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円（税込）を超える支出となる案件について記載するものとし、第8条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者である

この誓約書（第6号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に誓約書（見積書を徴収する時点において、記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない場合に限る）を提出している者を除く。

- 4 本条第1項第2号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第8条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 第8条若しくは第9条の規定に違反したとき。
- (6) 役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がいることが判明したとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、スポーツ協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別表（第2条関係） 補助対象経費

役員報酬、理事評議員報酬、給料手当、職員手当、臨時雇賃金、通勤手当、退職給付掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、通信運搬費、減価償却費、広告宣伝料、消耗品費、消耗什器備品費、印刷製本費、光熱水料費、賃借料、支払保険料、諸謝金、租税公課、支払負担金、支払助成金、委託費、会議費、事業運営費、雑費

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

名 称
所 在 地
代表者職氏名

公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金交付申請書

標記補助金の交付について、公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

- 1 補助金申請額
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の経費の配分及び使用方法
- 5 補助事業の完了予定日
- 6 交付を受けようとする補助金の算出根拠

(第2号様式)

川崎市指令 第 号

名 称
所 在 地
代表者職氏名 様

年 月 日付けで申請のありました公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金
については、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長 印

- 1 補助金交付額は、金 円を上限とします。
- 2 補助金にかかわる収支状況を明らかにした帳簿を備えるとともに、必要な証拠書類を整備保管しておくこと。保管期間は、事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間とします。
- 3 事業終了後、速やかに経費の収支決算書及び事業報告書を提出すること。その際、過渡しとなった補助金については、返還していただきます。
- 4 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき又は当該事業が中止、変更になったときは、補助金の全額又は一部を返還することになります。
- 5 補助金の算定根拠に変動があったときは、補助金の減額又は打ち切りを行うことがあります。
- 6 この決定通知書の内容に不服があるときは、交付決定日から起算して14日以内に申請を取り下げることができます。

(第3号様式)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

名 称
所 在 地
代表者職氏名

公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金実績報告書

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定された標記補助金について、公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業等の実施期間
- 2 補助事業等に要した経費
金 円
- 3 補助金交付額
金 円
- 4 補助金執行額
金 円
- 5 返納金額
金 円
- 6 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算書

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____

年 月 日第 号で交付決定された事業について、公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に**
主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 1,000,000円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

公益財団法人川崎市スポーツ協会補助金交付要綱第8条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）